

評価表（広域型サービス）【令和４年度開所分】

1 基本評価(10点満点)

特定施設入居者生活介護			
区分	評価項目	評価基準	評価点
法人評価	事業実績 ※親(子)会社やグループ会社は含まない。	当該サービスを3年以上運営している。(令和3年7月1日時点)	※いずれかに該当で 5
		本市内で介護・医療・福祉事業を3年以上運営している。(令和3年7月1日時点)	
		代表者又は管理者が当該サービスにおける介護等の実務経験を3年以上有する。(令和3年7月1日時点)	
	第三者評価の受審	本市公募案件で選定内容の不履行がある。 (選定辞退、開所遅延(定員不足を含む。))又は事業所を休廃止したことがある (選定辞退及び廃止は6年間、開所遅延(定員不足を含む)及び休止は3年間)。	-5
	第三者評価の受審	・法人の運営する全サービスの既存事業所のうち、第三者評価を受審しているものがある(平成30年度～令和3年度の間に1回以上、他の都道府県のものでも可、ただし、同一法人内の事業所に限る)。 ※地域密着型サービスで受審を義務付けられている外部評価を除く。	5
実地指導の指摘状況		以下のいずれかに該当する。[減点] ・過去2年間(令和元年度～令和2年度)、法人の運営する全サービスの既存事業所のうち、文書指導(※)を受けたものがある (※サービス計画未作成・手続違反、避難訓練未実施、事故・苦情記録未整備、個人情報保護に係る不備及び身体拘束に関するもの、報酬返還(法22条3項に係るものに限る)を伴うもの)。	-5
小 計			10

※ 基本評価で加点要素がない又はマイナス点(0点以下)の事業者については、総合評価は行いません。

2 総合評価(90点満点)

区分	評価項目	主な着眼点	評価点	医療法人幸葉会	
本市及び 貢献地 元	事業実績及び地域性	本市内での事業実績(年数、事業種別等)の有無や内容	10	9.25	
	本市政策上優れている点	・本市が進める市政のあり方や方向性・まちづくりの方針に合致した内容かどうか。 ・計画区域での既存施設の配置状況、後期高齢者人口と定員数の比率など	10	7.5	
	地元経済の活性化	地元業者や人材の活用、NPO等との事業連携等による本市経済への貢献があるか。	10	6.75	
	その他、本市及び地元貢献となる点	・京都の魅力を感じさせるような運営 ・その他	10	5	
事業所として 優れている点	サービスの質	事業の継続性・安定性	30	19	法人の財務状況、監査法人による外部監査の有無、土地及び建物の所有関係等
		安全対策			・災害発生時等、緊急時の安全対応策 ・災害への安全性 ・バリアフリーや事故防止への配慮 ・利用者及び職員の動線や見守りへの配慮
		ケアの充実			・手厚い人員配置 ・管理者等の実務経験
		利用者が快適に生活するための工夫			・食堂や居室の面積 ・トイレや浴室の数、設置状況 ・利用料金の設定 ・立地、景観等
		地域との連携			地域に開かれた運営等
	その他、利用者に対する独自取組	・施設に「京都らしさ」が感じられるか。 ・その他	10	6.5	
	小 計		90	61.75	
合 計		100	66.75		